様式１　事業所情報追加登録様式

【事業所番号：　　】【事業所名　　】
【担当者名：　　】【連絡先：　　】

新たな事業所情報登録必須項目	選択・記入欄
代表者役職	(15文字以内)
代表者名（カナ）	(15文字以内)
事業所所在地及び就業場所等の地図表示【※１参照】	□ハローワークに一任し、地図上にピンマークを表示しない □2020年１月６日以降にハローワーク窓口へ来所のうえ、地図上の正確な位置を確認してピンマークを表示する
職務給制度の有無 （労働者が従事する職務内容に応じて賃金を決定する制度を導入している場合、具体的な内容を記載してください。一部の職種のみに適用している場合を含みます。）**【※２参照】**	□なし □あり➡ 内容(90文字以内)
復職制度の有無 （育児、介護、疾病、配偶者の転勤等により一旦退社した後に、復職できる（再雇用する）制度を導入している場合、具体的な内容を記載してください。）	□なし □あり➡ 内容(90文字以内)
求人の公開範囲（公開区分） （公開区分が「３」または「４」の場合には、２020年1月6日から、ハローワーク内のパソコンにおいても事業所名が公開されなくなりますので、「３」または「４」として登録されている場合には、変更をご検討ください。）	□全ての求人について公開区分を変更する（本様式到達後に、変更いたします。） →　変更内容　□「１」に変更（全ての求職者に事業所名等を含む求人情報が提供されます） □「２」に変更（ハローワーク登録者に限定して、事業所名等を含む求人情報が提供されます。） （注意）公開区分を「１」または「２」とした場合には、担当者の電話番号が公開されます。携帯電話番号を登録されている場合であって、携帯電話番号の公開を希望されない場合には、電話番号の変更を登録してください。 →（変更後の電話番号　　－　　－　　）※求人票ごとに異なる場合には、任意様式により送付してください。 □一部の求人について変更　→　変更内容を記載した求人票を添付してください。 □変更しない
求人票の「備考欄」の公開可否 （上記項目で「１」または「２」を選択された場合、または、現在の公開区分を「２」とされている場合に、ご回答ください。）	求人票の備考欄については、2020年1月6日から「求人に関する特記事項」に統合されます。現在、公開区分「２」の場合には、ハローワークインターネットサービス上では備考欄の内容が公開されていないところですが、今後は、公開区分「１」及び「２」の場合、現在の備考欄の記載内容が「求人に関する特記事項」に統合され公開されます。備考欄の内容について公開を希望されない場合には、変更をお願いいたします。 □変更しない　→　2020年1月6日からは、備考欄に記載されている内容が、「求人に関する特記事項」に統合され、ハローワークインターネットサービス上及びハローワーク内のパソコンでで公開されます。 □変更する　→　変更内容を記載した求人票を添付してください。（本様式到達後に、変更いたします。）
担当者の課係名・役職名・氏名・Eメールアドレスの公開可否 （公開区分「１」または「２」の場合には、2020年1月6日から、担当者名を含む求人票に掲載される全ての情報が、ハローワークインターネットサービス上で公開されます。上記項目の公開を希望されない場合には、変更登録をお願いします。）	※全ての求人票に以下の内容を適用します。（本様式到達後に、変更いたします。） ※求人票ごとに内容が異なる場合には、任意様式により送付してください。 担当者の課係名・役職名 □公開しない　→課係名・役職名欄は空欄となります。 □公開する 氏名 □公開しない　→氏名欄は「採用担当者」と記載されます。 □公開する Eメールアドレス □公開しない　→Eメールアドレス欄は空欄となります □公開する

※１　今まで事業所所在地などの地図は手書き地図により登録していましたが、２０２０年１月６日以降は地図ソフトを活用した方式に変わります。
地図の登録をハローワークに一任される場合、現在登録いただいている所在地から自動表示された地図を登録しますが、所在地の正確な位置を示すピンマークは表示されません。

※２　職務給とは一般的に仕事（職務）の内容を基準に賃金を決定するものを言います。（経験や勤続年数など人を基準に賃金を決定するものは職能給と言われています。）